

新型コロナウイルス感染症予防対策チェックの視点

チェック項目	チェックの視点
1. 来店者の感染症予防	
<p>◆入店時</p> <p>□入店をする者が密にならないよう整理・誘導</p> <p>□入店をする者に対するマスク着用の周知</p> <p>□店内入口に消毒設備を設置し、入店時に従業員が来店者に手指消毒を呼び掛けている</p> <p>□発熱、咳等の症状がある者、正当な理由がなくマスクの着用その他感染防止措置を実施しない者の入店の禁止</p>	<p>• 密にならないよう貼り紙等の表示、又は声掛けを行っているか</p> <p>• 貼り紙等の表示、又は声掛けしているか</p> <p>• 貼り紙等の表示だけでなく、客の入店時に従業員が消毒液を使用するよう呼び掛けているか</p> <p>• 貼り紙等の表示、又は声掛けしているか</p>
<p>◆アクリル板の設置又は座席間隔の確保</p> <p>□アクリル板等（パーティション）が適切に設置されている</p> <p>※ 同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置</p> <p>※ アクリル板等の高さは、目を覆う程度の高さ以上を目安</p> <p>□座席間隔（1m以上）が確保されている</p>	<p>• 目視、聞き取りで確認</p>
<p>◆マスク推奨</p> <p>□食事中以外のマスク着用を推奨している</p>	<p>いずれかに該当しているか</p> <p>• 利用者への呼び掛け</p> <p>• ポスター等の掲示又は卓上ポップの設置</p>
2. 従業員の感染症予防	
<p>□従業員にマスク着用を徹底させている</p>	<p>• マウスシールドはマスクに切替え指導</p>
3. 施設・設備の衛生管理の徹底	
<p>◆換気の徹底</p> <p>□ 建築物衛生法（ビル管理法）の対象施設で維持管理権原者の場合</p> <p>法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている</p> <p>□ 上記以外の場合、以下のいずれか</p> <p>□換気設備により必要換気量（一人当たり毎時30 m³）を確保</p> <p>□30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開する（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）などして十分な換気を行っている</p> <p>（参考）□二酸化炭素濃度測定器（1,000ppm以下目安）を設置している</p>	<p>• 建築物衛生法（ビル管理法）の対象施設で、維持管理権限者の場合は、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか、聞き取りで確認</p> <p>• 換気設備による適切な換気か、又は窓開けによる定期的な換気を実施しているか、いずれかを聞き取りで確認</p> <p>• （参考）二酸化炭素濃度測定器を使用している場合、室内の二酸化炭素濃度が1,000ppm以下になるよう換気しているか目視で確認</p>
4. 安心宣言に関すること	
<p>□『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示している</p>	<p>• 掲示は見やすいところにあるか</p>
<p>□埼玉県LINE コロナお知らせシステムのQRコードを店頭に掲示している</p>	<p>• 掲示は見やすいところにあるか</p>
<p>□上記以外の業種別ガイドラインの各項目を遵守している</p>	<p>• 聞き取りで確認</p>